

事 務 連 絡
令和4年5月9日

幼稚園・小中学校の保護者の皆様へ

北中城村教育委員会
教育長 徳村 永盛
〈 公印省略 〉

幼児児童生徒等における新型コロナウイルス感染が判明した場合の
村立小・中学校・園の出欠等の対応について（お願い）

平素より学校（園）における感染防止対策へのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、本県では令和4年4月15日から「感染拡大を抑制し社会経済活動を継続するための対策期間」として感染防止対策を講じているところであります。

しかしながら、県内の新規感染者数は極めて高い水準となっており、世代別では10歳未満と10歳代の感染者数も増加傾向が見られます。

保護者の皆様におかれましては、下記の項目についてご理解いただき、学校における感染拡大防止へのご理解とご協力を宜しくお願い致します。

記

- 1 同居家族に体調不良者がいる場合は、お子さんの登校をお控えください。
- 2 同居家族がPCR検査を受ける予定がある場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。
 - （1）検査結果が出るまでは、お子さんの登校を控え、自宅で感染予防の徹底をお願いします。
 - （2）検査結果が出た際には、速やかに学校へ連絡をお願いします。なお、検査結果が「陰性」であり、風邪症状等が消失したあと、お子さまはその翌日から登校再開となります。
- 3 同居家族及びお子さんが「陽性」であった場合には、登校を控え保健所の助言に従ってください。
- 4 「家庭内で感染者と接触した場合（濃厚接触）」は登校をお控えください。
- 5 幼児児童生徒が学校・園内において、同居家族以外の感染者と接触した場合は、原則として学校PCR検査を実施し、次の通り感染症予防に努める。
 - （1）有症状の場合・・・登園・登校を控え、医療機関の受診をお願いします。
 - （2）無症状の場合
 - ①幼稚園 ―― 一定期間の学級閉鎖または出席停止
 - ②小中学校 ―― 感染リスクの高い場面での接触がある者 ―― 一定期間の出席停止
―― 感染リスクの高い場面での接触がない者 ―― 登校可能

*ただし、学級内等で感染が広がる可能性が高い場合は、一定期間の学級閉鎖または出席停止とする。

別紙参照

令和4年5月9日付け「新型コロナウイルス感染症関連で欠席した場合の取り扱いについて」